一般財団法人 アクセス札幌 定款

目　次

第1章　総則(第 1 条―第 2 条)
第2章　目的及び事業(第 3 条―第 4 条)
第3章　資産及び会計(第 5 条―第 9 条)
第4章　評議員(第 10 条―第 13 条)
第5章　評議員会(第 14 条―第 20 条)
第6章　役員(第 21 条―第 27 条)
第7章　理事会(第 28 条―第 33 条)
第8章　定款の変更及び解散(第 34 条―第 36 条)
第9章　公告の方法(第 37 条)
第10章　補足(第 38 条)

第１章　総則

(名 称)

第１条　この法人は、一般財団法人 アクセス札幌(以下「この法人」という。)と称する。

(事務所)

第２条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第２章　目的及び事業

(目　的)

第３条　この法人は，道内外の工業製品等の展示紹介等を通じて本道産業の高度化と経済取引の円滑化及び流通機能の拡充強化をはかり、もって経済の健全な発展に寄与すること及び情報提供による市民生活の向上を目的とする。

(事　業)

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　工業製品等の展示会、見本市等の開催及び開催の協力
(2)　展示会イベント等の主催、共催を通じ、市民生活向上のための情報提供
(3)　展示会、見本市等の用に供する施設の管理運営
(4)　産業情報の収集及び提供
(5)　旅行業及び旅行代理店業
(6)　損害保険代理店業
(7)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

２　この法人の基本財産の額は、５千万円とする。

３　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算書）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告書

(2)　事業報告の付属明細書

(3)　賃借対照表

(4)　損益計算書(正味財産計算書)

(5)　貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

４　第２項の定時評議員会の終結後、遅滞なく貸借対照表を公告しなければならない。

（余剰金の分配の禁止）

第９条　この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第４章　　評議員

（評議員）

第１０条　この法人に評議員５名以上９名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第１１条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規程に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)　各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2)　他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員であるもの

ニ　次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)であるもの

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規程する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第１２条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第１３条　評議員に対して、各年度の総額が５０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第５章　評議員会

(構成)

第１４条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第１５条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　評議員に対する報酬等の支給基準

(4)　貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5)　定款の変更

(6)　残余財産の処分

(7)　基本財産の処分又は除外の承認

(8)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第１６条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第１７条　評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が召集する。

２　評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第１８条　評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第１９条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

⑴　監事の解任

⑵　評議員に対する報酬等の支給の基準

⑶　定款の変更

⑷　基本財産の処分又は除外の承認

⑸　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２１条に定める定数を上回る場合には、過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第２０条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には議長及びその会議に出席した評議員のうち選出された議事録署名人２名が記名押印する。

第６章　役　員

（役員の設置）

第２１条　この法人に、次の役員を置く。

⑴　理事　５名以上９名以内

⑵　監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長、１名を専務理事または常務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事または常務理事をもって同法第１９７条において準用する第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２２条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、専務理事または常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　理事のうち、理事のいずれか１名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数が、理事総数の３分の１を超えてはならない。

４　監事には、理事(親族その他特殊の関係ある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事または常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び専務理事または常務理事は、毎事業年度４箇月をこえる間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第２５条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第２６条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

第２７条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第７章　理　事　会

(構成)

第２８条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第２９条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務執行の監督

(3)　理事長、専務理事または常務理事の選定及び解職

(召集)

第３０条　理事会は、理事長が召集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第３１条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときには、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第３２条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第３３条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

(定款の変更)

第３４条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条及び第４条及び第１１条についても適用する。

(解散)

第３５条　この法人は、基本財産の滅失による法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第３６条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

(公告の方法)

第３７条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１０章　補　　則

（補則）

第３８条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会において定める。

附　　則

Ⅰ　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２Ⅰ条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

３　この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事　秋元　克広
川端　信廣
菅原　利浩
鈴木　敏哉
大聖　憲俊
高橋　隆敏
長野　州一

監事　末長　守人
山本　正博

４　この法人の最初の理事長は　秋元　克広　とする。

５　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

浅野　正俊
高田　俊春
浜田　剛一
福井　知克
三神　純一
安本　勝弘
渡邊　光春

６　この定款は、令和８年10月１日から施行する。